

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成27年6月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日  
平成27年5月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人悠藍睦会
- 3 代表者の氏名  
君嶋 昇
- 4 主たる事務所の所在地  
妙高市栄町3番1号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域に住む障害のある方・福祉サービス利用者に対して、地域生活支援や就労支援事業を行い、障害者の自立した地域生活への実現に寄与し、事業を通じて地域住民、市民への障害者理解を深める事を目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類  
保健、医療又は福祉の増進を図る活動。
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(事業所) 第2条 この法人は、主たる事務所を<u>新潟県妙高市大字姫川原544番地6</u>に置く。</p> <p>(目的) 第3条 この法人は、地域に住む障害のある方・福祉サービス利用者に対して、地域生活支援や就労支援事業を行い、障害者の自立した地域生活への実現に寄与し、事業を通じて地域住民、市民への障害者理解を深める<u>こと</u>を目的とする。</p> <p>(事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業</u></p> <p>(機能) 第23条 (略) (1)～(3) (略) (4) 事業報告及び<u>活動決算</u> (資産の構成) 第39条 (略) (1)～(3) (略) (4) 財産から生じる<u>収益</u> (5) 事業に伴う<u>収益</u> (6) その他の<u>収益</u> (事業計画及び予算) 第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>活動予算</u>は、理事長が作成し、理事会の議決を経たのち、</p>	<p>(事業所) 第2条 この法人は、主たる事務所を<u>新潟県妙高市栄町3番1号</u>に置く。</p> <p>(目的) 第3条 この法人は、地域に住む障害のある方・福祉サービス利用者に対して、地域生活支援や就労支援事業を行い、障害者の自立した地域生活への実現に寄与し、事業を通じて地域住民、市民への障害者理解を深める<u>事</u>を目的とする。</p> <p>(事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 <u>障害福祉サービス事業の経営</u></p> <p>(機能) 第23条 (略) (1)～(3) (略) (4) 事業報告及び<u>収支決算</u> (資産の構成) 第39条 (略) (1)～(3) (略) (4) 財産から生じる<u>収入</u> (5) 事業に伴う<u>収入</u> (6) その他の<u>収入</u> (事業計画及び予算) 第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支予算</u>は、理事長が作成し、理事会の議決を経たのち、</p>

<p>総会に報告しなければならない。 (暫定予算)</p> <p>第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に<u>準じ収益費用を講じることができる。</u></p> <p>2 前項の<u>収益費用</u>は、新たに成立した予算の<u>収益費用</u>とみなす。 (事業報告及び決算)</p> <p>第46条 この法人の事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 (定款の変更)</p> <p>第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>事項</u>については、<u>所轄庁の認証を得なければならない。</u></p>	<p>総会に報告しなければならない。 (暫定予算)</p> <p>第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に<u>準じ収入支出</u>することができる。</p> <p>2 前項の<u>収入支出</u>は、新たに成立した予算の<u>収入支出</u>とみなす。 (事業報告及び決算)</p> <p>第46条 この法人の事業報告書、<u>収支計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 (定款の変更)</p> <p>第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。</u></p>
---	---